

第 4 1 6 回（臨時）福崎町議会会議録

平成 2 0 年 7 月 3 0 日（水）

午前 9 時 3 0 分 開 会

1. 平成 2 0 年 7 月 3 0 日、第 4 1 6 回（臨時）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 6 名

1 番	平 岡 武	9 番	東 森 修 一
2 番	難 波 靖 通	1 0 番	広 岡 史 郎
3 番	宮 内 富 夫	1 1 番	吉 識 定 和
4 番	釜 坂 道 弘	1 3 番	松 岡 秀 人
5 番	北 山 孝 彦	1 4 番	富 田 昭 市
6 番	福 永 繁 一	1 5 番	小 國 正 子
7 番	小 林 博 市	1 7 番	高 井 國 年
8 番	石 野 光 市	1 8 番	宇 崎 壽 幸

1. 欠席議員（1 名）

1 6 番 日 野 虔 介

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 中 塚 保 彦 主 査 澤 田 和 也

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	岡 本 裕	技 監	樋 口 和 夫
会 計 管 理 者	田 郷 正 則	総 務 課 長	牛 尾 敏 博
企 画 財 政 課 長	近 藤 博 之	税 務 課 長	志 水 清 二
住 民 生 活 課 長	尾 崎 吉 晴	健 康 福 祉 課 長	高 松 伸 一
ま ち づ く り 課 長	志 水 利 雄	産 業 課 長	井 上 茂 樹
下 水 道 課 長	後 藤 守 芳	水 道 課 長	豊 國 明 紀
社 会 教 育 課 長	高 井 紳 一	学 校 教 育 課 長	山 口 省 五

1. 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の日程
第 3 諸報告
第 4 議案上程・議案説明
第 5 質疑
第 6 討論・採決

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の日程
日程第 3 諸報告
日程第 4 議案上程・議案説明
日程第 5 質疑

日程第 6 討論・採決

1. 議案件名

報告第 1 1 号 議会の委任による専決処分の報告について
議案第 5 4 号 工事請負契約について
議案第 5 5 号 工事請負契約について
議案第 5 6 号 工事請負契約について

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。

第 4 1 6 回福崎町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

涼風肌に心地よく海や山の恋しい季節となりました。議員各位におかれましては、本日は早朝よりご健勝にてご参集を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本臨時会に付議されます案件は、報告 1 件、議案 3 件の計 4 件であります。

何とぞ議員各位には格別のご精励を賜り慎重審議の上、適正妥当なる結論づけが得られますようお願いいたしますとともに、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

ただいまの出席議員数は 1 6 名でございます。

定足数に達しております。よって、第 4 1 6 回福崎町議会臨時会が成立したことを宣告いたします。

これから、本日の会議を開きます。

なお、本日の会議に日野議員が欠席ということで届け出がございますので、報告をしておきます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第 1 は、会議録署名議員の指名でございます。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 0 条の規定により、議長が指名いたします。

7 番、小林 博議員
1 7 番、高井國年議員
以上の両君をお願いをいたします。

日程第 2 会期の決定

議 長 日程第 2 は、会期の決定であります。

会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。先刻、議会運営委員会を開いて検討をお願いしましたところ、本日 1 日間という結論を得ております。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日とすることに決定をいたしました。

日程第3 諸報告

議

長 日程第3は、諸報告であります。

6月26日の第415回定例会以降、本日までの主要事項について日付順にご報告申し上げます。

事務局から朗読して報告させます。

書

記 6月29日、三木市の広域防災センターにおいて、中播磨地区消防操法大会が開催され、議長と民生常任委員会副委員長が出席をしました。

7月4日、グリンデルホールにおいて、「社会を明るくする運動」神崎郡住民大会が開催され、副議長が出席をいたしました。

7月7日、議会運営委員会を招集し、6月議会の反省等を協議いたしました。また、同日、たつの市議会を行政視察し、議会運営と議会活性化の取り組みについて調査いたしました。

7月8日、9日、産業建設常任委員会が大分県佐伯市と豊後高田市を行政視察し、耕作放棄田の再生とバイオ燃料について、観光資源の発掘・活用等による地域活性化について調査いたしました。

7月9日、10日、ホテル北野プラザ六甲荘において、町議会議長研究会が開催され、議長が出席いたしました。

7月11日、24日、議会広報編集委員会を招集し、議会だより第107号の編集を行いました。

7月13日、福崎小学校において、福崎町子ども会球技大会が開催され、議長が出席し、あいさつを述べてまいりました。

7月14日、福崎新地内において、福崎幼児園起工式が開催され、議長、副議長並びに総務文教常任委員会委員が出席しました。

7月16日、神河町役場において、神崎郡民主化推進連絡協議会総会が開催され、議長が出席いたしました。

7月17日、姫路キャッスルグランヴィリオホテルにおいて、西播磨市町議会議長会第1回役員会並びに総会が開催され、議長が出席いたしました。また、同日、第1委員会室において、介護保険運営協議会が開催され、議長並びに民生常任委員長が出席いたしました。

7月21日、原水禁反核平和網の目大行進団が来町され、議長がメッセージを送りました。

7月23日、スポーツ公園において、福崎町老人ゲートボール大会が開催され、議長が出席をし、あいさつと始球式を行ってまいりました。また、同日、産業建設常任委員会を招集し、各課の報告事項等について調査いたしました。

7月25日、総務文教常任委員会を招集し、各課の報告事項等について調査いたしました。

7月27日、青少年野外活動センター、柳田記念館周辺で観光協会主催のクリーン作戦が実施され、議員多数が参加いたしました。

7月28日、中播衛生施設において、中播衛生施設事務組合議会臨時会が開催され、関係議員が出席いたしました。

7月29日、姫路市香寺事務所において、姫路福崎斎苑事務組合議会が開催され、関係議員が出席いたしました。

7月30日、本日でございますが、先ほど、議会運営委員会を招集し、第416回福崎町議会臨時会の運営について協議いたしました。

以上です。

議 長 以上で諸報告を終わります。

日程第4 議案上程・議案説明

議 長 日程第4は、議案の上程であります。

報告第11号、議会の委任による専決処分の報告について、議案第54号から議案第56号までの工事請負契約についての4件を一括議題といたします。

これから上程議案に対する町長の提案理由の説明を求めてまいります。

町 長 おはようございます。第416回福崎町議会臨時会を召集いたしましたところ、多数の議員にご出席をいただきまして、うれしく思っております。

皆様方におかれましては、大変暑い日が続いておりますが、お元気に公私にわたってご活躍中のこと、お喜び申し上げたいと思います。

ここでうれしいニュースを一つお知らせしますが、消防団の中播の操法大会におきまして、小型動力ポンプの部で庄分団が優勝をいたしまして、来る8月3日の県大会に出場することになっております。なお、ポンプの部でも新町分団が第2位という輝かしい成績をおさめております。

さて、本日の議会には、報告1件と議案3件、計4件を提出させていただいております。いずれも公共下水道に関するものでございます。議案の3件は、去る7月16日に一般競争に付しました3件の工事の契約の書類が整いましたので、提出をさせていただいているものでございます。いずれの案件も下水道課長が詳しく説明を行いますので、ご審議を賜りご賛同くださいますように、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 ただいま町長から上程議案の概要の説明が終わりましたので、これから議案番号順に詳細説明を求めてまいります。

それでは報告第11号、議会の委任による専決処分の報告について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 失礼いたします。報告第11号についてご説明申し上げます。

専決の内容は事務局朗読のとおりです。この報告は福田地区下水道面整備工事第4工区において、管路布設工事における管路延長の変更のほか、その他の工事もある見通しとなりましたので、出来高による精算見込みの契約変更を行ったものでございます。下水道課資料1ページに当工区の位置図を示しております。

①の斜線部の工区でございます。

詳細につきましては、下水道課資料2ページにより説明をさせていただきます。

資料2ページ右側下段に変更の概要を示しております。工事の総延長は1,907mとなり、9mの減となっております。内訳は管布設工の推進管300mm、3mが取りやめとなりました。このことで97万円の減額、開削工VU250mmについては、変更はございません。開削工VU150mmは6m減ったことにより、47万円の減となっております。マンホール設置工が1カ所増となり19万円の増、取付管及びます設置工において8カ所増となったことと、宅内マス蓋が樹脂製から鋳鉄製への変更が46カ所増えたため、約105万円の増となっております。推進管布設にかえて行ったコンクリートコア抜き等に要した費用として附帯工で53万円の増となり、総額で33万1,800円の増額となるもので

あります。

以上で、報告第 11 号の説明を終わります。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議 長 次に、議案第 54 号、議案第 55 号、議案第 56 号、工事請負契約についての 3 件を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに各案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 失礼します。議案第 54 号及び議案第 55 号並びに議案第 56 号の 3 議案の工事請負契約について、ご説明申し上げます。

これらの工事は平成 20 年 7 月 16 日に一般競争に付し、契約を締結するため規定により議会の議決をお願いするものでございます。3 議案の内容は、事務局朗読のとおりでございます。

下水道課資料 1 ページに各議案の工事、工区の位置を示しております。議案第 54 号の桜地区の 1 工区は②の工区でございます。

議案第 55 号、桜地区の面整備工事第 2 工区は③でございます。

議案第 56 号の長目雨水幹線渠工事につきましては④の位置でございます。

それでは、議案第 54 号について、ご説明申し上げます。下水道課資料 3 ページに入札の結果を示しておりますので、ご覧ください。工事名は桜地区下水道面整備工事第 1 工区、落札金額は 5,929 万 3,500 円で落札者はカネダ工業株式会社です。工期は開札結果表下段にありますとおり、平成 21 年 3 月 25 日までとしております。

資料 4 ページに下水管路の全体図を示しておりますので、ご覧ください。桜地区内の県道田口福田線の一部と県道前之庄市川線の長野橋北詰交差点から近畿医療福祉大学までの管路でございます。工事の概要は右下表のとおりで、工事総延長は 1,583 m、このうち管布設工の推進工 450 mm が 8 m、また、開削工の口径 200 mm が 1,544 m、口径 150 mm が 31 m、その他マンホール設置工 32 カ所、取付管及び公共マス設置工 8 カ所となっております。

次に、議案第 55 号について、ご説明申し上げます。下水道課資料 5 ページに入札結果を示しておりますので、ご覧ください。工事名は桜地区下水道面整備工事第 2 工区で落札金額は 5,132 万 4,000 円、落札者は藤澤工業株式会社でございます。工期は先ほどと同様、平成 21 年 3 月 25 日までとしております。

資料 6 ページに下水管路の全体図を示しておりますので、ご覧ください。工事範囲は桜地区内の県道田口福田線の一部と桜集落内で七種川南を含む範囲でございます。工事の概要は右下表のとおりで、総延長は 2,084 m で、このうち開削による管布設工の 200 mm が 535 m、150 mm が 1,326 m、及び圧送管 75 mm が 223 m でございます。マンホール設置工 90 カ所、取付管及び公共マス設置工 69 カ所となっております。

資料 7 ページには、それぞれの工区に関するマンホール及び公共マスの構造図を添付しておりますので、ご参照ください。

なお、この工事の発注に伴い見積期間中に設計書の数量について質疑が寄せられ、設計数量の計上間違いが見つかりました。速やかに設計書の再交付等の対応をとりましたところ、入札には特に支障がなく終わりましたことをつけ加えさせていただきます。

議案第 56 号について、ご説明申し上げます。下水道課資料 8 ページに入札の結果を示しておりますので、ご覧ください。

工事名は長目雨水幹線渠工事その１で、落札金額８,１７７万４,０００円、落札者は株式会社松本組でございます。工期は、これも先ほどと同様、平成２１年３月２５日までとしております。

資料９ページをご覧ください。工事範囲は長目地区の東端、中島地区との境界付近となります。町道吉田中島線の道路内で、町道中島溝口線を挟んで南側４４．３ｍ、北側２５４．７ｍの範囲でございます。工事の概要は右下表のとおりで、総延長は２９９ｍでございます。このうち開削による雨水渠布設工ボックスカルバート、幅が２ｍ、高さ１．３ｍの構造物の設置が２９９ｍで、点検口となるマンホールを２カ所設置します。また、これに伴う既設コミュニティプラント下水管の布設替えが必要となり、布設工１５０ｍｍ、延長２６９ｍのほか、マンホールの楕円マンホールが８カ所、小口径が８カ所、トータルで設置工１６カ所の工事を行います。下段の横断面図は工事範囲上流部№８付近の断面を示しておりますが、標準的な断面と理解していただければと思います。道路幅は約４ｍで平均掘削深は２．８４ｍで、スライドラール方式の簡易矢板を設置しながら掘削し、基礎砕石２０ｃｍの上に均しコンクリート１５ｃｍを打設する予定でございます。これらは強度の確認後、ボックスカルバートを順次設置します。埋め戻し転圧後、舗装の仮復旧を施工いたします。ボックスカルバート天から現道の舗装天までの土かぶりは約１ｍ程度となります。資料の下段左側には点検用マンホール標準図及びＡ断面はボックスカルバートの人孔部断面詳細図を記載しております。人孔の直径は９０ｃｍで中に６０ｃｍの親子鉄蓋１４トン荷重を設置いたします。

以上で、議案第５４号、議案第５５号、議案第５６号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 以上で、提案議案に対する説明が終わりましたので、次の日程に進みます。

日程第５ 質疑

議 長 次の日程は、議案に対する質疑であります。

それでは、報告第１１号、議会の委任による専決処分の報告について、ご質疑がございましたらどうぞ。

８ 番 今回の変更の中で推進工３ｍの区間をコンクリートコア抜工に変更したと。推進工をやめて９７万円の減と、コンクリートコア抜工では５３万円の費用を要したとお聞きしたところです。地下水の水位が高いということで、こうなったと受けとめておるわけですが、費用の面でコンクリートコア抜工の方が有利というふうに見れるわけなんです。地下水の汚濁の関係でも有利かなと思うんですけども、当初は推進工でやろうとしていたと。その辺のいきさつですね、当初からコンクリートコア抜工を採用しておったかどうか、コンクリートコア抜工について今回、採用しての評価などをお聞かせいただけたらと思います。

下水道課長 議員、お尋ねの推進工を中止してコンクリートコア抜工に変えたというところの説明といたしましては、資料２ページ、場所的には七種川観音堂橋としておりますところ、直谷川が七種川へ流れ込んでおる手前でございます。この直谷川の川底を推進工で下越しする計画でございました。実際に掘削して推進工を始めようとしたところ、水路底のコンクリートの厚みが予想以上に厚く、当初の計画の推進工が施工できない状態にありました。そこでコンクリート自体に穴を開けて管を設置したという内容でございます。当然ながら、こういう方法が最適、推進工では無理だと判断しましたので、こういう結果となっております。以上です。

８ 番 既存のコンクリートがあったのをくり抜いたということでした。今までも推進

工が水が多くてやりにくいということがあってしたわけですが、そういうところに、こういう形のものを応用していくというのは無理なんでしょうか。その点についてもお答えいただけたら。

下水道課長 このお尋ねの件なんです、やはり延長がございます。延長によってコンクリートコアで抜けるものと、そうでないものが当然あるわけで、相手方がしっかりと構造的に固まったものであればコンクリートコア抜きでも対応できるかと思いますが、例えば、土砂でありますとか、転石でありますとかということになりましたら、これは当然ながら推進工という形になるわけでございます。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第54号、工事請負契約について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第55号、工事請負契約について、ご質疑がございましたらどうぞ。

4番 議案第54号、議案第55号、ともに桜地区の下水道面整備工事ということで、工事の入札結果、あるいは契約金額というのが示されたわけですが、工期が来年の3月末ということで、また来年の3月議会、あるいは6月議会あたりで増額とか、いろんな報告があるんじゃないかと思われるわけですが、今、現在で増額になるような、要因になるような心配される場所はないでしょうか。

下水道課長 桜地区の下水道面整備工事でございますが、今のところ、当初から増額が予想されるところは見込んでおりません。

4番 この下水道工事、私ずっと不思議に思うんですけども、毎回、毎回増額の変更、契約の変更ということで出てくるんですけども、なぜ、こう増額ばかりが続くのか、不思議でしかたないんですけども。やってみないとわからないというふうな答弁を、いつもいただいていますけれど。答弁要りませんけど。よろしいです。

議長 ほかにございませんか。

1番 私も素朴な疑問をしたいと思いますが、これ前の議案第54号にも絡みますけど、これぱっと見たら、施工のしやすさは議案第54号やね、施工のしにくいのは議案第55号ですね。これはだれが考えても一緒なんです。ところが、金額的に大分しやすい方が条件よろしいわな、ここで最低制限価格というのを設けておられますね、この設定が、やっぱりやりやすいところは低く、やりにくいところは最低制限価格というのを高く、こう設定するのが当たり前と違うかね。そこら辺が、どういうふうな最低制限価格を検討して設けられているのか。ただ単にパーセンテージだけでやっておられるのか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

下水道課長 議案第54号の桜地区の1工区と2工区の、その施工のしやすさ、しにくさということかと思うんですが、下水道課としましては、この幹線路、第1工区の方については、非常に交通量も多いですし、また、大型車の通行量が相当な台数だと予想しております。当然ながら片側通行での工事になるかと思っています。相当な安全性を重視しないといけないかと、そういうことで施工の難度としては、こちらの方が高いと考えておりました。

桜の第2工区については、当然ながら村の中の工事ですし、非常に細かい部分、通路の細い部分等ございますが、今までの各地区の工事でも大体業者さんなれてこられて、布設されているというのが、こちらの判断でございました。以上です。

1番 業者さんがなれてこられたと、こういう答弁でございますが、村の中、車のたくさん通っている道路の工事と比べて、危険率の差というんですか、そんなにあ

るものですか。村の中の方が、危険率があると思いますよ。あの広い道路の中、半車線を規制してやるのと、全面的に通行止めしていないところですかね。そして、民家の影響も考えて、民家のそこらの子どももおりますね。そこらの子どもたちの安全性も考えて、そうした場合に、どちらが危険だと思われますか。おたくの言い方じゃ、あの広い道路が危険だと言われましたね、車がようけ通るから。僕はそうじゃないと思います。村の中の方が危険だと思います。だから、そういう考え方の差があるわけです、それが歩掛かりにどういうふうにしてあらわれてきているのか。そして、その最低制限価格をなぜ同じように、同じぐらいな最低制限価格ですね、設けられたのか。そしたら、どっちかがやりにくくて、どっちがやりやすかったら、どっちか、もうちょっと価格設定を下げないかんからね、パーセンテージを。僕はそう思いますよ。同じような率で上げてきておったら、その辺がおかしいじゃないですか。おたくの答弁では、どっちかがやりやすく、どっちかがやりやしくないんでしょう。そしたら、最低制限価格はちょっと差が出てくるはずですよ、パーセンテージからしてもね。その差は何で、どうしてあらわれてこないんですか。お尋ねします。

技 監 工事の積算につきましては、現場状況の広さですとか、それと交通量、それによりまして率計上で積算価格が変わってきております。ですから工事の条件の難しいところ、簡単なところ、そういったのは、この積算価格には既に反映されておりますので、それによって最低制限価格を上下させる必要はないと考えております。ちなみに最低制限価格につきましては、直接原価プラス直接の仮設費、そのあたりを参考にいたしまして適切に設定しております。

1 番 そういう答弁でしたら、その積算そのものが、この費用にならないということになってきますよ。この積算、兵庫県下水道の標準モデルから借りたら、こういう、出されると思いますね。そしたら、今の単価設定でも、これだけたくさんの分切りをして工事をさせること自体が、もともと積算基準なんてないということになりますね。積算基準がきちっとあれば、絶対にこれだけ設計価格から、おたく68ぐらいでしょう、落ちているのが、67か、65かもわかりません。そんなたくさんの分切りをしないと思いますよ、最低制限価格のね。

だから、福崎町はそんなことを無視しているから、そこまで落とす。そうでしょう。これやったら安全費や共通仮設や、そこら辺も、なくなってしまうような最低制限価格ですよ。そしたら、歩掛かりの基準なんてどこにあるんですか、そうでしょう。おかしいことは幾らでも出てきます、言う側としては。これが私の素朴な疑問です。その点はどうですか。

技 監 県下全般に、この低入札というのは課題になっておるところなんですけれども、おっしゃいますとおり、適切な積算をしているにもかかわらず、会社で負担する諸経費分をみな差っ引いたところで落札されるという事態が相次いでおりまして、これにつきましては、我々といたしましても、入札業者がその価格で工事をできますと言っておられます以上、それはだめだとも言えませんし、直接必要な経費プラス仮設に必要な、直接必要な経費は見込んだところで最低価格を設定しておりますので、会社側の利益がほとんどなくなるということになるんでしょうけれども、それでも適切な施工ができる、それが最低制限価格ということで設定しております。ですから、安過ぎるという指摘がございましょうけれども、これはいたし方のないことかなと思っております。

1 番 そしたら、予算の計上をする場合でも、そんな大きな金額を計上しなくても、福崎町はこのぐらいの額だということを、しておけばいいんですよ。予算は大きな金額で要求しておきながら、年度末ただもうかりました。こうです。これが間

違っておるんです、これが私の素朴な疑問です、そうでしょう。予算もなんぼでも抑えて計上しておけばいいじゃないですか。それやったら何ぼでも、あんだ黒字になりますよ、町行政、工事を出すたびに、これやったら別に、仮に議案第55号ですと、予定価格が7,392万円です。恐らく設計ではもっと高いはずですよ。恐らく8,000万円近くになっているはずですよ、設計の段階ではね。これは予定価格ですから。その価格で予算要求だけしておけばいい。それで落札は5,132万円、それはよろしいやん。そしたら、なかったら黒字が増えましたな、補助金のことがあるけどやね。そら金残そう思うたら、何ぼでも残せるやん、今の福崎町であればですよ。そういうことが平気でなされるんや。これはもともと基本から考えなくてはね、あかんことやと思うんやね。それはもう積算基準から、そんな法外な積算基準をしていること自体に間違いがあるわけやね。そうでしょう。安全管理費、直接仮設費全部と技術管理費、一般管理費、現場経費、そこらもみんな入れて、その額が相当な額になっておりますわね。その額が必要じゃないということになるんですわね、ここまできたら。もともと必要じゃないかと、一般管理費なんか要らんやないかなと。

それともう一つ、これ企業のつぶし合いですわな。お金があるところは、これ最低制限価格なしにしたらええんです。一番早い話が。加古川市なんかでも、今はどないか知りませんがね。最低制限価格なしというときありますわな。そしたらつぶし合いになるわけですね。そしたら、金の資本力があるところが生き残っていくわけです。これで、地元の業者がいなくなってくる。そういうことにつながるわけやね。そこら辺もよく考えて、入札の方法を考えてもらいたいと、こう思うんやね。そうやないと、地元の業者がなくなってくると、やっぱり災害とかのときに、一番身近で活動してもらえる、そういうところがなくなるからね。そういう点では、やっぱりそこら辺をきちっと考えて積算基準を見直していただきたい。何のために積算をするんだと、これが一番の元ですから、それをよく理解していただいて、入札制度を変えていただきたいと、こう思います。以上です。

副 町 長 予算と発注額の関係であります。予算につきましては、設計をした段階において、予定価格等がございます。当然、最低制限価格もございまして、それらの差については、今、議員が申されたとおりでありまして、それらは出てまいるものと思っております。

先ほども申されましたように、低価格入札等が一時的には、そういったような入札方法をとられた自治体もございまして、それらにつきましてもいたずらに競争をあおるというような形になっておりまして、最近では、この低価格入札というような形をとっておる自治体は非常に少なくなっております。いずれにいたしましても、企業間同士の競争が激しい現在でありまして、それらについても適正なる利潤を踏まえた上で落札をしていただければ、これらについて社会原理というんでしょうか、そういう資本原理の中におきましても適正な方法等があるかと思うわけでありまして、これらにつきましても企業間同士の競争が今まさに議員がおっしゃっておられますように、もうつぶし合いといったような形が整えられておりまして、私どもも適正な利潤を含んだ形の中で、会社が運営できるような方式で落札していただければ一番ありがたいわけでありまして、技監も申し上げましたとおり、いわゆるその最低制限価格に応じたような形の中で、これら、工事施工に一番必要な経費、最低の経費をもって企業が落札に至るといったような事柄でありまして、これらにつきましてもいつまでも、こういうような状態であるというわけにはいかないと思います。いずれにいたしましても、入札に関する適正化法が施行された後、一般競争入札が、こういったような形で示され

ておりますので、今後、ますますこの一般競争入札における価格が低くなってく
ると思います。そういう形では通常の企業が参入、入札に参入しやすいという状
態も持っておりまして、それらについて研究もしていただければと、このように
思っております。

議 長 ほかにございませんか。

1 1 番 ちょっとかぜを引いてますんで、聞き取りにくいかも知れませんが、ご容
赦をいただきたいと思います。

先ほど、説明で入札の資料がどうかなっていて、その再度、出したというつけ
加えがございましたが、そういうことは、これまで副町長さん、福崎町ではたび
たびあったんですか。どうですか。

副 町 長 私の記憶ではなかったと思うわけですが、これらにつきましても、担当
課長並びに技監の方に問いただしますと、こういったような事柄は、まれにある
というように聞いております。

1 1 番 まれにあるわけですね。なぜそうなったのかなと思うわけです。これまで福崎
町で副町長の経験からしましても、なかったというようなことが、今、起こった
ということですね。私、よくわかりませんので、お尋ねをしとるわけですが、ど
こでそういう資料をおつくりになって、どういうふうにして入札されたのか、詳
しく説明をしていただけませんか。今回、何ゆえそうなったのか、どこに責任が
あるのか、技監、説明してください。

技 監 今回の件につきましては、簡単に申し上げますと、設計図面とそれを反映させ
ました設計内訳の数量に不一致があったということで、これは一般競争入札です
から、質問期間というのがございまして、その期間中に業者から、その辺の指摘
がございまして、修正したといういきさつでございます。

原因と申しますと、やはり業務多忙の中、チェックがおろそかになっていたと
いうことに尽きると思います。ただ、町で始まって以来の不祥事というご指摘で
ございますけれども、このことにつきましては、私、県におりました時分でも副
町長が申されましたとおり、まれにこういうことがございまして、そういうとき
には、もしその指摘がございました時点で、例えば、あしたが入札日と、そうい
う時点ですと、その時点から差しかえを行いましても、もう業者さんの積算見積
もりが間に合いません。そういうときは一たん、間違ったまま、その設計数量が
正ですから、図面と数量が違っている場合、設計の内訳書が正として、いったん
入札を執行いたしまして、工事が開始しましてから、設計変更ということで対応
するのが通常でございます。

ただ、今回、指摘がございましたように比較的早期でございまして、入札執行
までに2週間以上、日がございましたので、これでしたら十分業者さんも再見積
りができるだろうという判断で設計の差しかえを行ったという次第でございます。

1 1 番 今、お聞きした中で、大体の様子はわかったんですが、その設計図面と内訳に
違いがあったということ。先ほどもお尋ねをしましたように、それはどの部署が
やるんですか。下水道課ですか。

技 監 下水道課が担当でございます。

1 1 番 それは、町始まって以来の不祥事と言えるものだと私は思うんです。決して自
慢できるものではありません。そういう事態が発生して、今後、改善のためにど
ういう取り組みをされようとしておるのか。また、もう既にされておるんであれ
ば、どういう取り組みをされたのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

技 監 特にこれという取り組み、新たな取り組みということではございませんけれど
も、今回こういったことがあったことを踏まえまして、これ以上、発生しないよ

うに、より慎重に設計書のチェックを行っていくという、そういう心構えで皆、仕事に取り組んでおります。

- 1 1 番 心構えは大事ですね。モチベーションを上げるということは、非常に大事でして、私もそのとおりだと思うんですが、それで果たして、すべてうまくできるのか、いくのかどうかというところですね、技監。私が心配していますのは、例えば、先ほど、釜坂議員もおっしゃっていましたが工期、3月25日厳守ですね。結局、私が申し上げたいのは、例えば入札の資料が十分に、きちんとしたものができてなくて、業者から指摘を受けてというような状況ですから、下水道課、決して課長さんや技監の責任やとは言いませんが、しかし、どこか問題があるわけですよ。そういうところが、実際に工事をやって、これから、その管理をしていくわけですね。そんな状況で実際に十分な管理監督ができるのかどうかということを、私、心配するわけです。と言いますのは、例えば、一番わかりやすい話をしましたら課長さんには申し上げておりますが、4月の時点で5月のゴールデンウィーク明けから文珠荘へ入る、あの県道からの工事をやりましたですね、連休明けから5月末まで通行止めになりました。巡回バスは迂回をしていく。文珠荘へ行くお客さんも迂回をしてE S S Oのガソリンスタンドのそこから入って行って、加治谷を回るというようなことでした。聞いておりましたら、迂回路で通行制限をしますという予告の紙は文珠荘に置いてある。ところが看板の一つもない。4月の時点でね。申し上げて看板が立ちました。5月の、今言いましたように、ゴールデンウィークから5月の27、8日やったと思いますけど、たしか31日が日曜日やったと思うんです、工事が。その辺で終わらして看板いつ外しましたか。一遍言ってください、後藤君。

下水道課長 議員から連絡を受けた経緯もございます。日にちについては5月27日ごろかだと思います。ちょっと定かではないんですが、そのころに撤去を一部させていただいたと思っております。

- 1 1 番 課長さん、1カ月勘違いしとるんです。6月議会がありました。私は、ゴールデンウィークが済んで5月末に工事が終わって、看板いつ外すんやろなと思って、じっと見ておったんです、注目して。何カ所か立っていましたからね。6月末になっても外さへん。1カ月たって、工事が済んでから。設置するのも遅い、初めに。今度、外すのもまた遅い。理想的な工事や、管理とはちがう。そやから心配して言いよるんです。それが、町の職員が、ちゃんと管理監督して、業者にきっちと指摘をして、それでチェックをしてやっているのかどうかと言っているんです。私ら工事の難しい内容はわかりませんので、そういう一般的に目に見えることで判断をさせてもらうということなんです。

先ほどもありましたけども、そういうところからいきますと、この入札の落札された金額というのは、かなり低い金額のようですし、内容を私はよくわかりませんが、最近の原油の高騰の影響で、相当資材が全部上がっています、もうすべてが。本当に入札をされているんですから、業者は承知で価格を入れておられるんですが、本当にきちんとした工事ができるのかどうか、その辺は、管理監督にかかっているわけです。そんな看板が、工事が済んでから1カ月もせんと、それもまだ、指摘をせんと看板が外せんような管理監督では、どないなるんですか。技監、ちょっと決意を言うてください。

- 技 監 工事の監督につきましては、やはり担当者の目はどうしても現場そのもの、施工するもの自身についつい目が行きがちですので、今、議員ご指摘の看板とかついつい見過ごしてしまうというようなところがございます。そういったことのないように、直接の担当者はどうしても直接の現場に目がいきますので、課長なり、

我々なりが、そういった目でチェックしていきたいと思っております。

それと、今の工事費の件ですけれども、これも物価、単品スライド制度というのが、このたび導入されまして、諸物価の、油代と鋼材が主なんです、これが工事契約時より後に想定以上に上がった場合、総工事費に対して1%以上響くような値上がりがあった場合には業者の申し入れによりまして、契約額の変更ができるような、そういう制度が、このたび導入されておりますので、今後さらなる、そういう高騰があった場合には対応できるものと思っております。

議 長、しばらく休憩をいたします。

再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時31分

再開 午前10時50分

◇

議 長 会議を再開いたします。

議案第55号、工事請負契約について、ご質疑がございましたらどうぞ。

7 番 いつもよく聞くようなことでありますが、下請の届は一次、二次、三次まで、四次まであるかどうか、知りませんが、どの程度の範囲まで、下請の届は取っているのか。それで、どの程度の額で本当に末端で仕事、現場で仕事をする人たちが安全で、しかも住民に迷惑もかけず設計通りにやれるだけの、そういう下請状況にあるかというようなところは、どのように監督、あるいは監理されておりますか。

下水道課長 下請につきましては、下請届というので提出をさせております。一次下請、それと下水の面整備工事については、私の把握している範囲では二次下請程度までが限度かなと思っております。それも一次下請については、当然ながら届出をしていただいています。そのほか二次下請については、その都度、業者に問い合わせたり、また、提出をしていただいたりしております。

7 番 一次下請までは金額も含めて、届をもらうということになっておって、私も産建委員会的时候には何回か提出を求めたこともありますけれども、実際に仕事をする二次下請のところまで、文書でどういう範囲の仕事を幾らでというところまで報告を求めておくというふうにすべきではないのかなと思うんです。それでないと、安全対策とか、住民との関係、あるいは品質確保という点で、さまざまな点でいろいろ問題を来すのではないかなと思うんです。最近、特にこんなふうにして入札価格が非常に安い、最低価格のところでも落札をしておりますから、なおさら、そういう感がいたします。議会でもよく取り上げられておりますように、後片づけが悪いとか、今、終わった駅前付近のところでも溝の中の状況が、ちょっと溝が壊れたままでもほったらかしにしてある。あるいはアスファルトや残渣が、掃除もせずにおるとか、あるいは水道や、その他の小さいマンホールをずっと、水道工事もやりますが、その上、後コンクリートやそんなもので舗装をやりまして、そのマンホールの上まで塗ってしまっていて、もう後、掃除もやらないから、マンホール開けるのにひっかけるところが、コンクリートで固まって開けることもできないとか、細かく言えば、そういうことがさまざま見受けられますし、住民の方から、小林さん、こんなことでよろしいんかいなと、どんな監督しとってでんねんと、こういうふうな。きのうも実は駅前の、駅裏の方で怒られた、きのうの夕方ね。それで言うところなんですけれども、そういう意味で本当に、これだけ低価格で落札をしていっておりますと、末端で仕事をしているという、そのところまで實際上、よく監理をしておるとい

うことが必要ではないのかと強く思っておるわけですね。

したがって、そこまでしっかりと文書で報告を求めていくということが必要ではないかと思うのですが、そんなふうにされませんか。

下水道課長 議員、ご指摘のとおりでございます。当然ながら、どこまでの下請かというのを把握する必要は、もちろんございます。安全管理につきましては、当然ながら町から、元請、現場代理人、その指示という形になります。それから下請については、直接、町の監督員が下請に対して、工事の内容については、その都度、指示することはあるかもしれませんが、基本的には現場代理人に指示をするという体制をとっております。

7 番 できるだけ下請の監理等もやって、私の質問の趣旨を理解していただきたいと思っています。設計についても何年も経験を踏まえた上ではありますけれども、いよいよ舗装の段階でマンホールの上をカットして、10cmなら10cm、マンホールをカットして下げて、それから舗装をしないと路面の高さがあわないというところもありますね。こういうところは設計ミスなのか、工事ミスなのか、どうであったのか、よくわかりませんが、そうなりますと設計はどうであったのか、あるいは工事の監督はどうであったのかというふうなことを改めて聞きたくなるわけですね。

下水道課長 もちろん議員、ご指摘のそのマンホールの高さでありますとか、水道の弁の高さの調整というのは、舗装業者には事前に調査ということは言っておるわけなんです。最近起こりました駅西、または高校北側の住宅地内で、そういうことが現実にございました。今まで、この下水道の舗装の設計、特にマンホールの高さについては現道の高さで設計をしております。現況に復するというものが基本になっております。ただ、最近、起こりました事例では、これまで町道なり住宅地内の道路の舗装というのが当初から上へ上への舗装、オーバーレイを繰り返してきた状態にありました。舗装にかかりますと元の、できるだけ一番最初の高さに戻してくれという要望もございました。その関係で、どうしてもマンホールの高さを低く調整しないといけないような事例が起こったのも事実でございます。

7 番 できるだけ事前に、その地域の方々の声も聞きつつ、そういうことが少なくなるように進めていってほしいと思います。それだけ、またお金の要ることでもありますからね。本当にこの現場で舗装屋さんがやっておるところを、そんなふうにカットしておるところに出くわしまして、たまたまそれが、そこで作業しておる作業員が会社の偉い人じゃない作業員が、私の知ったものでありまして、これどんな設計しておったんやろなというふうな話になりまして、さあなと言うておったんですけどね。そういう状況です。ぜひ改めて点検をしておいていただきたいと思うんです。

こういう官庁の工事につきましては、設計額については、決まった設計のはじき方なり、金額のはじき方等があらうと思います。先ほど、平岡議員も言われておりましたけれども、そういうマニュアルに沿ってだけやっていきますと、なかなか大変でして。話はもう飛んでしましまして、これ何です、神崎橋の工事でも、あれだけ月見橋の影響の問題とか、いろいろ言っておっても、地元の説明に来れば、月見橋の影響は考えておりませんって、繰り返し間際まで、きょうから辻川西の交差点で、けさから交通量調査を始めるといって、そんな話でしょう。ですから、その事前の調査設計の時点で、官庁の工事というのは、もっと精査される必要があるなと思ひまして、町の工事もしっかりとやってほしいと思っています。

それから、一般競争入札でたくさん応募をされて入札をされております。それ

なりにエントリーをされてきた企業に対する審査等もやられておるのではないかと思います。こうなってしまうと、大変資材の高騰や経済情勢の変化の激しいときでもあります。工事の途中で企業が倒産をする、そういうことも考えられます。福崎もそういうことも今まで何回かありましたけれども、そういった場合の工事を完成させるのに、どう保証させるのかという、そういう工事の担保、そんな面での担保はどんなふうにされておるのか、お答えいただきたいと思います。

企画財政課長 この工事の契約につきましては、契約保証ということで契約金額の10%以上の保証を求めています。通常、履行保証保険に入られているというのが多ございます。これにつきましては、工事の完成までの保証ではございませんけれども、その時点での一定の町に対する損害の補償という意味合いでございます。

7 番 もし途中で倒産をして、工事ができなくなれば、どこそこの業者にやってもらうという全体的な、保証等という方法はないのでしょうか。

企画財政課長 連帯保証というのは、以前、そういった形で契約しておりましたけれども、現在ですと履行ボンドという一定の保証があるわけですが、契約に際しましては、それも含めた中で業者が選択するというのが現状でございます。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第56号、工事請負契約について、ご質疑がございましたらどうぞ。

1 番 ここで、この落札結果表を見てみますと、大きな業者、これはもう大体入札に参加する資格のない、気のない、取る気のない業者を見てみますと、姫路の業者なわけですね。こういうことを、なぜ、この業者が安くても、もっと安くいったらという気がなかったのか。というのはね、ここで儲からへんからです、安くしたら。なぜ安くして儲からないかということは、これボックスカルバートですわね。ということは二次製品の率が多いんですわ。だから、競争してまでも取る気がないと、こういうことなんです。ここに、今の物価が上昇したときスライド制があると、こう言われましたわね。これ二次製品でもあるんですか。コンクリート二次製品、スライド制は。

技 監 現在のところ燃料と鋼材のみでございます。

1 番 ここでは一番大事なのが二次製品ですわな。先ほども技監が言われましたように、これがスライド制で認めてもらえないということになりますと、これは、だから予測した入札なんですね。この1億円超えてしているところは。予測しているわけです。だけど、あまりこんなことは言うたらいかんけど、やっぱり何でも食いつくようにして安ければええと、とるのは福崎町主体の業者です。計算してない業者や。これで儲かるんですか。技監、儲かりますか、これ。

技 監 こういうお金で札を入れておられます限りは、それなりの成算があつての、過去の蓄えを食いつぶすか、そこまで含めての入札価格だと考えております。

1 番 過去の蓄えを、食いつぶす方になると思いますけどね。やっぱりこれらは同じ工事の入札の単価を設定する場合でも、これは非常に設定の価格を、設定するときに、やっぱりもうちょっと二次製品を、手間よりか、二次製品の割合が大きいからです。だから、何でも最低制限価格を、そんな関係で少しでも上げてやったら、この辺がやっぱり頭が一つついておって考えるものですわ。だから、行政なんか考えておられない。何でもええから安かったらええんじやと。そうやない。業者を守るためにも、やっぱりそういうことをやってもらいたいと思うわけです。だから、町内の業者は精一杯いこうとする。よその業者は、外からですの

で、福崎町ぐらい、別にここで飯食うつもりないですから、単発的にできますから、だから、あわない工事はいかない。この間、家島建設が辞退しておりますけど、これはどういう理由で辞退されたんですか、理由を。

企画財政課長 家島建設につきましては、辞退の理由としましては、配置予定技術者が配置できないということになっております。これは、本件入札の実施の公告の中で、配置予定技術者につきましても内径1 m以上の下水道管の開削工法による管渠施工実績があることという条件をつけておりまして、入札の参加申込の段階では配置予定技術者を入れておりましたけれども、入札日までに他の工事に配置をしたのではないかと考えております。

1 番 技術者がおらなかったと、よその現場を監理しておっていなかったと、この時期に、そんなことがあるかいな。あんたそんなこと考えてないの。この時期に技術者が足らんというようなことが絶対ありません。今から、どんどん仕事が出てくるのに、どこの自治体も。それやのに技術者がおらないということ自体が考えられないでしょう。入札参加したくないからですわ。何も理由なしやったら、何かまた、役所の方から文句言われたらあかんの、それで技術者がないようにしておこかと、こういうことですわ。こんな時期に、そんなこと考えてること自体が間違ごうとうがな。ここ従業員、何人ぐらいおるか、技術者何人ぐらいおるか知っと思ってですか。

企画財政課長 申しわけございません。ちょっと手元に資料がございません。

1 番 資料がなければよろしいけど、この程度の組織だったら恐らく年商100億円超えてますでしょう。それのに、技術者が、今の時期に一人もいないということはないです。何も姫路だけやなしに、支店がそこらにあるんですから、だから、こういう業者を指名すること自体が間違いがあったわけですから。あんたたちのご指名やろ。指名ちゃうん、一般競争。一般競争で申し込んだけど、向こうが、技術者の登録をしなかったということですか。

企画財政課長 一般競争の申し込みに当たりましては、桜地区の1工区、2工区に対する技術者1名、それから、長目雨水幹線に関する技術者1名という、2名の届出がございました。あくまで、今申しましたように、こういう管渠の施工実績がある技術者ということも求めておりましたが、その技術者が配置できなくなったという理由で辞退届が出ておるということでございます。

1 番 そしたら、この管路の方で、届出があったわけやね。

企画財政課長 一般競争の申し込みにつきましては2名の配置予定技術者の届出があったということです。

1 番 それで、それおかしいと思ってないですか。恐らくこんな大体1億円ほどの、1億円程度の技術者がする技術者であれば、絶対に、その経験もあるはずで、下水道に対しては。我々でも、そんな経験あるのに。だから、そんなもの取る気がない、こんな取ったってしょうがないからや。僕の言いたいのは、結局、業者いうたらそんなもんやでと。合わない工事には余裕がある限り、自分とこの社運をかけていかなということなんですわ。だから、それが地元の業者に対して、ごっつい圧迫になってくるわけやね。それで安い単価で落とさしてつぶれたらいいやないかと、そんなもん福崎町の業者みんなつぶれてしまわんかい、わしは行くぞ行くぞ言っておって高うとまったら、こんな考え方ですよ、業者いうのは。だから、そこら辺を、もうちょっと考えていただいて、安ければいいものじゃない、やっぱりこういう二次製品の比率の多いものに対しては、もうちょっと設計の枠内であれば、たとえ2%でも3%でも、最低落札価格を上げていただいたらいいと、僕はそれをお願いしているわけです。以上です。

副 町 長 近藤課長が答弁申し上げましたように、配置予定の技術者の資格及び工事経験というものが一定の条件となっておりました。私どもも、この結果を見まして、家島建設がなぜ辞退したのかといったような事柄についても考えてみましたし、家島建設にも問い合わせをいたしました。その中で配置予定の技術者がいなくなったということが一つの条件になったということでございます。それらにつきまして、入札に応じなかった、辞退をしたという理由が、そういうことでありまして、取る、取らないは、これは企業戦略の一つかとは思います。

もう一つ、技術者が今、不足しておりますのはIPS、いわゆるパナソニックの薄型テレビの関係で西日本を含め九州まで、至るところまで工事関係者が集まっているように聞いておりまして、それらによる影響も若干あるのではないかと、このように思っております。

議 長 ほかにございませんか。

1 0 番 この長目雨水幹線と言いましてもですね、これ実際は地下の川、排水路です。じゃあ、川ということで川の設計からちょっとお聞きしたいんですけども、川というのは大体、時間雨量、例えばその地域の流域面積で、どのくらい雨降って、それでどのくらいになると、それを時間にして、あるいは分にして最大何m³流すんだというきちっとした設計が出て、しかも大きな川では、その地域審議会とかで、大学の先生まで入れてきちっと評価をして、将来的に20年先、いわゆる20年雨量ね、30年雨量、20年に1回起こる確率の雨量をどのくらい見るかということをしておかないと、これはもう簡単に変えられないと。それで、もし、それを超えてしまうと、もう即、洪水になる、あふれるということがあります。きのう、おとといの神戸のもそうですね。もう本当に5キロ先の山で降ってなくても、その途中で降った分が瞬間的に出て、あふれてしまえば、それは瞬間的にあふれたからとか、人が流された。これは地下ですので、その心配はないと思いますが、今までに降ったことない雨が降ると、もう今、言われています。その辺で、これに対して、どのくらいの降水量で、考えておられるのか、確認をしておきたいと思うのですが。この長目雨水幹線の幅2m、高さ1.3mというのと、このくらいのボックスですね、これで勾配が何ぼですか。2%ですか。これで最大流量ですね、何分なり時間なりでどのくらい流れて、その根拠ですね、そこから上、中島井ノ口線の方から流れてくると思うんですが、その流域面積がどれだけの雨を集めて、そこが今度、将来的に開発されたりして、さらにその上に、例えば極端な話、6月議会か、3月に一般質問ありましたように、インターの周辺の開発もあります。するほどコンクリートで、いわゆる排水路になって瞬間的にですね、本当にもう5分、10分でどんと来るという状況になってます、技監、そういう状況になってます。その排水路になるわけなんですけども、その辺のちょっと資料とか、データで、まず、説明をしていただかないと、本当にこれで議会が認めたけれども、結局、大雨であふれてしまったということでは困りますので。

それと、後は、このインター、そこから南の辺はどういうふう to 今度、排水するのか。いわゆる南田原一帯の排水計画ですね、この辺も含めての説明とかは、すぐいただけますか、資料とか。

下水道課長 はい、今回の長目雨水幹線につきましては、まず、その流域からの説明になるわけなんですけど、雲津川以南、それから中国道までの間ですね、それと田尻区を流れております八幡への上井、これまでの面積、それとこの長目幹線につきましてはヤゴ川のバイパス管として位置づけがされております。その上流であります中島井ノ口線の両側の部分が含まれております。その中国縦貫道以北の部分につきましては、面積が33.94haで計画の面積が設定されております。そのほか

に、ヤゴ川沿線の面積が流入区域として10.88haというのが設計になっております。トータルで44.82haでございます。

今回のボックスカルバート2m掛ける1.3mの流量なんです、雨水の計算書では流速として2.27m、毎秒ですね。それと流量としては5.3m³という積算がされております。

それと雨水の計算については、確率で計算されております降雨強度の公式タルボット型という計算式であります、これは川すそ川の設計でも同じ内容でございます、確率年としては7年という形になっております。当然ながら、この事業認可を受ける、下水、雨水幹線の計画の中では、これを採用しなければならないという形になりますので、これ以上の確率は今のところ見込んでおりません。

1 0 番 一応7年で、しかも流入の面積、あるいは流入する面積の開発状態が現在の状況でということですね。これが10年先に、本当にここが全部、まだ何ばか田んぼとかあったり、未開発地があったりして、とまっているところがあると思うんですが、恐らく将来的には、ほぼすべてかなりの間隔で、特に今度、新しい道が通りますと、その道から東側というのは、多分、現在の中道線との間ですね、何かもう即そうになってしまうと、その辺の水も全部、今度、側溝でこの中に入るか、ヤゴ川に入るかということになると思うんですが、その辺も含めて、もう少し、例えば、この今の44.82haですか、これでの、例えば時間雨量何ばとかいうまで、7年での、それが最大時間雨量を何ば見ているとか、そのデータはありますか。

例えばですね、ちょっと私は市川委員会に参加しているんですが、つい先週あったところなんですが、市川でも20年雨量で3年、4年前ですか、台風23号か何かの、あのときも含めて20年雨量で最低しないと間に合わないということで、県の方も今、計画で低いところをすぐ直そうということで、今、計画、とりあえずの何カ所がされておるんですが、川の奥の場合は、今度、堤防上げたりできますが、これとヤゴ川の改修も含めて、本当にそれでいいのかどうかということが、ちょっと心配ですので、そのあたりを確認しておきたいと思います。

下水道課長 先ほどありました降雨強度の話かと思いますが、この計算の中で、7年確率で算定されておりますのが、時間雨量46mm、それから10分間の降雨強度としては100mm、ちなみに姫路市、たつの市の確率年は5年というふうに資料にも出ております。降雨強度としては42mmから3mmという状態でございます。

1 0 番 わかりました。数字は確認しておきますが、そういうことも踏まえまして、今回の場合ですと西にヤゴ川のバイパス的な、2本あるという感じでも考えられますので、その辺も含めての整備なり、排水路の計画ですね、こちらも注意して見ていかなければならないでしょうし、本当に今、温暖化の影響かどうか、わかりませんが、ニュースでは、歳いった人が、こんな雨、初めてというニュースばかり。ということはもう50年、60年に1回の雨が降ると、しかも集中的に降るということも、ある可能性がありますので、そういうことも含めて、また川の管理の方も気をつけていただきたいと、要望しておくのと同時にですね、今回の、この工事につきましては、もう本当に道幅4mの中に入れていきます。それで今、言われたように安いボックスカルバート、既製品を並べていくと。安く、早くしようと思うと、区間を決めてざっと掘って、並べて、ぱぱっと置いていけばレッカー一代から何から安くなるんですが、それが多分できないと思うんですよ。もう尺取り虫でいかんと入らない。一つ二つ入れて、埋めて、次、掘ってと。それでその工期と、それから、その周りに水田、田んぼもあります。これは農業用の道路としては大いに利用されてますが、その工期の関係と、その収穫への影

響、それから工事ですね、工事で車両が入ってしまうと、もうずっと並ぶので、4 mしかないですから、その辺の関係で心配するんですが、大丈夫ですかね。いつから着工して、いつになって、秋の期間中はどうされるとか、そのあたりの計画はどうなっていますか。

下水道課長 施工の状況、計画でありますとか、工期の関係でございますが、この長目雨水幹線の発注時期につきましては、下水道課で協議しましたところ、このボックスカルバートの制作期間というものが必要になります。それとここの施工計画については、十分に注意して計画を立ててもらうことを事前に業者にも十分に注意しなければならないと考えております。そのボックスカルバートの製品の構造計算でありますとか、実際の製作期間、これらを確認しまして、その上で十分仮設計画を確認し、秋が終わった後に本格的な工事になるだろうと、こういうふうを考えております。当然ながら、この吉田中島線につきましては、部分的な通行止めによる施工というふうを考えております。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
以上で、議案に対する質疑を終結し、次の日程に進みます。

日程第6 討論・採決

議長 長 次の日程は、討論・採決であります。
議案番号順に1件ごとに進めてまいります。
それでは、議案第54号、工事請負契約について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第54号、工事請負契約について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

議長 長 起立全員であります。
よって、議案第54号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第55号、工事請負契約について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第55号、工事請負契約について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長 長 起立全員であります。
よって、議案第55号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次は、議案第56号、工事請負契約について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第56号、工事請負契約について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長 起立全員であります。

よって、議案第５６号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上をもって、第４１６回福崎町議会臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて第４１６回福崎町議会臨時会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、第４１６回福崎町議会臨時会は、これにて閉会することに決定をいたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、臨時会が招集されましたところ、早朝からご参集を賜り、町長から提案のありました議案に対し、慎重審議をしていただき、また、適正妥当なる結論づけをいただきまして、まことにありがとうございました。また、議事の運営につきましても格別のご協力をいただき、心から厚くお礼申し上げます。

近年ない暑さが続きますが、皆様方におかれましては健康に十分ご留意され、ますますのご精励とご活躍をご祈念申し上げて、閉会のあいさつといたします。

最後に、町長からごあいさつをいただきたいと思います。

町議長 臨時会の閉会に当たり、あいさつをさせていただきます。

臨時会を召集いたしましたところ、そろってご参加をいただき、提案いたしました４件につきまして、慎重な審議をしていただいた上、賛同をいただきまして、ありがとうございました。

この質疑の中で、今の経済の状況でありますとか、あるいは町民のおかれている状況など、さまざまな角度で質問をいただいております。こうした事柄につきましましては、今後、執行の中で十分生かしていかなければならない問題ばかりでございまして、議会が終わりました後も慎重に我々は対応するための対応を進めてまいりたいと、このように考えております。

これから、夏の行事が、町といたしましてもたくさん進んでまいります。人権学習、あるいは消防の操法大会、子ども会の球技大会、山桃忌、夏まつり、こういうふうが続いてまいります。いずれにおきましても皆様方のご協力をよろしくお願いを申し上げます。

また、各地におきましては、お盆を中心にいたしまして、いろいろなことがありますが、そうした面におきましても、皆さんが健康に留意されまして、十分にご活躍をされますことを心から願っております。

暑さは、これから本番でございまして、十分気をつけてお互いに励んでいかなければと思っております。

本日は、ご参加いただき、ご審議いただきましたことに対し、心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

議長 これにて閉会します。ご苦労さんでございました。

閉会 午前１１時３０分

上記会議録は、書記の作成したものであるが、内容の正確を証するため署名する。

平成 20 年 7 月 30 日

福崎町議会議長 宇崎 壽 幸

福崎町議会議員 小 林 博

福崎町議会議員 高 井 國 年